七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	（新設）
八　業績の適正な評価に資する情報	（新設）
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	（新設）
十　予算及び決算の概要	（新設）
十一　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約	（新設）
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明	（新設）
十三　内部統制の運用状況	（新設）
十四　基金に関する基礎的な情報	（新設）
（削る）	3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（基金を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第八条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（中期計画に定めるべき業務運営に関する事項）	（中期計画に定めるべき業務運営に関する事項）
第六条　機構に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	**第六条**　機構に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　その他当該中期目標を達成するために必要な事項	（新設）
（財務諸表）	（財務諸表）
第十六条　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。	**第十六条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）	（事業報告書の作成）
第十七条　（略）	**第十七条**　（略）
2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　機構の目的及び業務内容	一　機構に関する基礎的な情報
（削る）	イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
（削る）	ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
（削る）	ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
（削る）	ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
（削る）	ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数
二　国の政策における機構の位置付け及び役割	二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約
三　中期目標の概要	三　財務情報
（削る）	イ　財務諸表に記載された事項の概要
（削る）	ロ　重要な施設等の整備等の状況
（削る）	ハ　予算及び決算の概要
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
（削る）	四　事業に関する説明
（削る）	イ　財源の内訳
五　中期計画及び年度計画の概要	ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉	（新設）
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	（新設）
八　業績の適正な評価に資する情報	（新設）
九　業務の成果及び当該業務に要した資源	
十　予算及び決算の概要	